

このページの上位ページは、<http://www.kokansihoo.com/codigocivil.html> です。

(平成27年3月見直し修正)

第1編 第3章：住所

第40条

権利の行使および（民事的）義務の履行について、自然人の住所はその常居所地であり、場合によっては、民事訴訟法が定める地である。

外国に業務のため居住し治外法権を享受する外交官の住所は、スペイン内で最後に有していた地である。

第41条

法人を設立または認証した法律、定款または財団の規則が法人の住所を定めていないときは、その法定代表が設定されている地、または、その組織が主に活動している地にあるものとみなす。